

**立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)**

**大学院学生研究**

**2016年度研究成果報告書**

<b>研究科名</b>	立教大学大学院	経済学	研究科	経済学	専攻
<b>研究代表者</b> (2017年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	経済学研究科・経済学専攻 博士課程後期課程2年		石田 周 印		
<b>指導教員</b>	所属・職名		氏名		
	経済学部経済政策学科・教授		櫻井 公人 印		
<b>自然・人文・社会の別</b>	自然	・	人文	・	<input checked="" type="checkbox"/> 社会
			<b>個人・共同の別</b>	<input checked="" type="checkbox"/> 個人	・ 共同 名
<b>研究課題</b>	1990年代末以降のEU金融市場統合とその帰結				
<b>研究組織</b> (研究代表者・共同研究者) ※2017年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	経済学研究科・経済学専攻 博士課程後期課程2年		石田 周		
<b>研究期間</b>	2016 年度				
<b>研究経費</b> (1円単位)	(支出金額) 199,649円 / (採択金額) 200,000円				

**研究の概要** (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究は、チェッキーニ報告に示される統合の理論が、1990年代末以降に金融市場統合を再進展させた「金融サービス行動計画」の中にどのように反映されたのかを明らかにし、その結果、金融機関の行動にどのような影響を及ぼしたのかを明らかにする。統合の「理論」を批判的に検討すると同時に、「理論」が「現実」とのずれ・歪みに着目することで、EUの金融市場統合を根本的に問い直すことを試みる。このことにより、昨今の統合の「理論」と「現実」が昨今の危機へとどのようにつながっていったかを考察する一助としたい。

**キーワード** (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ EU } { 大銀行 } { 国際化 }

## 研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の主な成果は、2016年10月に「金融サービス行動計画(FSAP)とEUの大銀行—ABNアムロのロビー活動の事例を中心に—」と題する論文を公表したことである。以下、この論文の問題意識、明らかにしたこと、そしてその意義を整理する。

### 1. 報告者の問題意識

経済統合論では、国家主導の統合は「制度的統合」、企業主導の統合は「機能的統合」と呼ばれ、EUは制度的統合の典型であると言われている。このような見解に基づき、EUの金融部門における統合もまた、国家主導の統合とみなされてきた。特に、1988年に統合の利益を説いたチェッキーニ報告に示される考え方、すなわち、域内における金融市場統合を通して、各国の寡占的な金融機関同士の域内競争を引き起こすことで、金融サービスの質向上と価格の低下をもたらす、金融サービスの消費者の利益を増加させるという考え方は、統合の推進力となってきた。このような考え方は1990年代末の「金融サービス行動計画」(Financial Services Action Plan: FSAP)へと継承され、その後もEU金融市場統合の正当性を支える理論として機能してきた。日本の研究の多くは、チェッキーニ報告で示された考え方をベースに、比較的直線的に金融市場統合が進展してきたとみなす傾向がある。このような研究文脈に沿い、金融危機後の研究の多くもまた、新たな金融危機の抑止に向けたEUの金融制度改革に重点が置かれている。このような議論の中では、EUの銀行制度や銀行の経営戦略は、EUにおける制度から一方的に影響を受けるものとみなされる傾向がある。無論、これらの研究がEU統合の本質の1つを捉えた議論であることは疑いようがない。

しかし実際には、金融に関する活動を直接行う主体は、銀行をはじめとする金融機関である。特に欧州の場合、ユニバーサルバンク制度のもとで銀行が金融において一般的に重要な役割を果たしてきた。EU内の銀行制度や大銀行の戦略は、決してEU金融市場統合から一方的に影響を受けてきたわけではなく、様々な形でEU金融市場統合へと影響を及ぼしてきた。このような点に着目し、EUの銀行制度や大銀行の戦略の変化をベースにEU金融統合を捉え直すことにより、EU統合をより立体的に描くことが可能になるだろう。

特に現在、世界金融危機とユーロ危機という2つの危機に欧州の大銀行が大いに関与していたことが明らかになった。このような背景を踏まえれば、EU経済や世界経済を危機へと向かわせたEUの大銀行の経営行動の変貌を、EU金融市場統合の単なる結果ではなく、EU金融市場統合の進展と相互作用しながら進展してきたものと捉える必要がある。

### 2. 本研究の課題

「1」で示した問題意識を踏まえ、本研究では顕著な事例として、1990年代末以降、EUの金融市場統合を大きく推し進めた金融サービス行動計画(FSAP)の形成過程を扱った。また、特に具体的な事例として、個別銀行であるABNアムロがFSAPに及ぼした影響について触れた。

従来の研究の中では、1985年以降の単一市場計画による金融部門のルール整備は、単一市場の完成を象徴するものであった。実際、第4次資本移動自由化指令、第2次銀行指令、そして投資サービス指令などは金融部門の統合と自由化を大きく推し進めた。しかし、第2次銀行指令や投資サービス指令には、依然として保護主義的な規定が複数残されていたことはあまり着目されていない。そのような規定の多くが修正され、金融市場統合をさらに前進させたものがFSAPであった。このような段階的な金融市場統合の発展は、統合を推し進めるEUと、ナショナル・チャンピオン政策を追求する加盟国との対立だけではなく、統合の再進展を強く望んだ大銀行の存在によってよりうまく説明することができる。したがって、本研究がFSAPの形成史に焦点を当てた理由は、EUの大銀行の変化と金融市場統合の進展との結節点の1つとして現われていると考えたからである。

### 3. この論文が明らかにしたこととその意義

#### (1) 単一市場計画とFSAP

1985年に始まった単一市場計画(SMP)における金融統合のアプローチでは「最低限の調和」と「認可・監督の相互承認」を軸とするアプローチが採用された。金融部門に関しては、単一免許と本国監督主義の原則は、銀行業者を対象とする「第2次銀行指令」と証券業者を対象とする「投資サービス指令」(ISD)へと反映された。しかし、1990年代初頭の統合により、金融市場における完全な「対等な競争条件」(レベル・プレイング・フィールド)が形成されたわけではなかった。たとえば、①「公益」条項のため、サービス提供者が形式的には「単一免許」を享受したとしても、国境を越えたサービスの禁止または制限は各国監督当局の自由裁量に相当程度任されていた。②いくつかの部門では、保険・証券の自由化および制度の接近から除外されたり、狭く定義されたり、あるいは制限されたりした。③税制の調和や会計基準の適正化などの他の枠組みが欠如していた

## 研究成果の概要 つづき

1999年に始まった金融サービス行動計画(FSAP)は、1990年代初頭の統合によっては徹底されなかった「相互承認」の原則を徹底するだけでなく、一部では以前の金融のアプローチとは異なるアプローチを採用した。すなわち、積極的な汎欧州的な調和が、国家ごとに特異なルールの「相互承認」の代替物になったのである。

### (2) FSAP 導入の背景としての EU 大銀行の国際化

FSAPによる「相互承認」の原則の徹底と「最大限の調和」の一部導入は、EU加盟各国での大銀行による国内M&Aがひと段落し、それらの大銀行が海外展開を目指すようになる時期と軌を一にしていた。

かつて、銀行と国家の結びつきは、欧州における伝統的な傾向であった。1980年代まで、ほとんどの欧州の銀行は、様々な形で競争を禁じるための厳重な構造上・規制上のルールを課されていた。その結果、欧州の銀行は銀行制度全体を安定させると同時に、国内寡占市場において超過利潤を享受してきた。この時期には、国内の銀行協会が各国の各銀行部門を代表していた。さらに、各国の各部門の銀行協会の見解は欧州レベルの各協会に集約され、欧州諸機関に示されていた

1990年代末以降、ユーロの導入と国内銀行市場の集中度の高まりが、EUの大銀行による海外展開を促した。海外展開を目指すEUの大銀行は、EUの金融規制において「最大限の調和」アプローチの原則を支持する傾向にある。このアプローチに従えば、別の国の規制の違いを気にすることなく、欧州全体で金融サービスを提供することができる。これに対し、外国の銀行との競争を望まず本国からの優遇策を得たい銀行は、統合において「最小限の調和」や「相互承認」のアプローチを望む傾向がある。このアプローチのもとでは、調和された規制を策定する必要はないが、金融サービスの提供者は本国とは異なる他国の規制による負担に直面する。このように、EUの大銀行は海外展開への志向を強めるにつれ、EU金融統合の進展を積極的に追求するようになった。これにより、大銀行のロビー活動は、各協会を通じたアプローチだけでなく、自らブリュッセルに事務所を構えてEU諸機関と積極的にコンタクトをとる方式をとるようになった。

より調和された統合を求める大銀行の意向は、様々なルートでFSAPに影響を及ぼした。最も直接的なルートは、大銀行自らが技術的な専門家あるいは業界の代表として、EU諸機関が設立する法案の策定グループに直接参加することであった。これら的大銀行は、FSAPの構想に関わった欧州委員会のハイレベル戦略レビューグループや、FSAPの各事項について検討する「フォーラムグループ」のメンバーのほとんどを構成した。

### (3) ABN アムロの事例

本研究では、ABN アムロは、EU連絡事務所を通じた単一市場レビューの提示、第6のフォーラムグループの設置、そして「専門的」投資家の分類に関する代替案の提案という3つの形でFSAPの形成に大きな影響を及ぼしたことを明らかにした。

ABN アムロはEU加盟各国ごとに異なる規制が自らの海外での経営にとって障害になっているという認識を持ち、そのような加盟国間の規制の相違を解消するために一貫して行動した。言い換えれば、ABN アムロは「相互承認」にもとづくアプローチを超えて、「最大限の調和」を目指して行動していた。

また、ABN アムロは、EU諸機関への直接的な働きかけのみならず、時には同じ業界の他の銀行や各種協会などの業界団体との協調を通じて、自らの意向をFSAPの内容に組み込もうとし、その試みの一部が成功した。すなわち、ABN アムロはEU諸機関の求めに応じてその技術的専門性を提供する受動的な役割ではなく、積極的に自らの意向をFSAPの諸規定に組み込もうとする能動的な役割を担った。

以上の検討を通して、本研究では、金融市場統合がEUや加盟国の意向によって直線的に進展してきたものではなく、欧州の大銀行の経営戦略の変化やそれに伴うロビー活動の変化からも影響を受け、段階的に進展してきたものであることを明らかにした。

## 4. 補足的な研究

報告者は以上の研究に加え、「2000年代のEUの大銀行によるクロスボーダーM&Aと欧州委員会によるその擁護—米国の政策変化と米銀の大規模化との関連で」と題し、日本国際経済学会で報告を行った。ここでは、FSAPの数年後に、クロスボーダーM&Aに関する銀行指令の規定が修正された事例を扱った。この研究でも、大銀行の国際化がEUの銀行部門に関するルールに影響を及ぼした点で、以上の研究の延長上にある。

**研究発表** (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

**① 雑誌論文**

石田周 [2016]「金融サービス行動計画 (FSAP) と EU の大銀行—ABN アムロのロビー活動の事例を中心に—」『立教経済学論叢』, (83), 29-46 ページ。[無査読]

**② 図書**

なし

**③ シンポジウム・公開講演会等の開催**

なし

**④ その他**

石田周 [2016]「2000年代のEUの大銀行によるクロスボーダーM&Aと欧州委員会によるその擁護—米国の政策変化と米銀の大規模化との関連で」, 国際経済学会・関東部会 (東洋大学白山キャンパス), 11月19日。